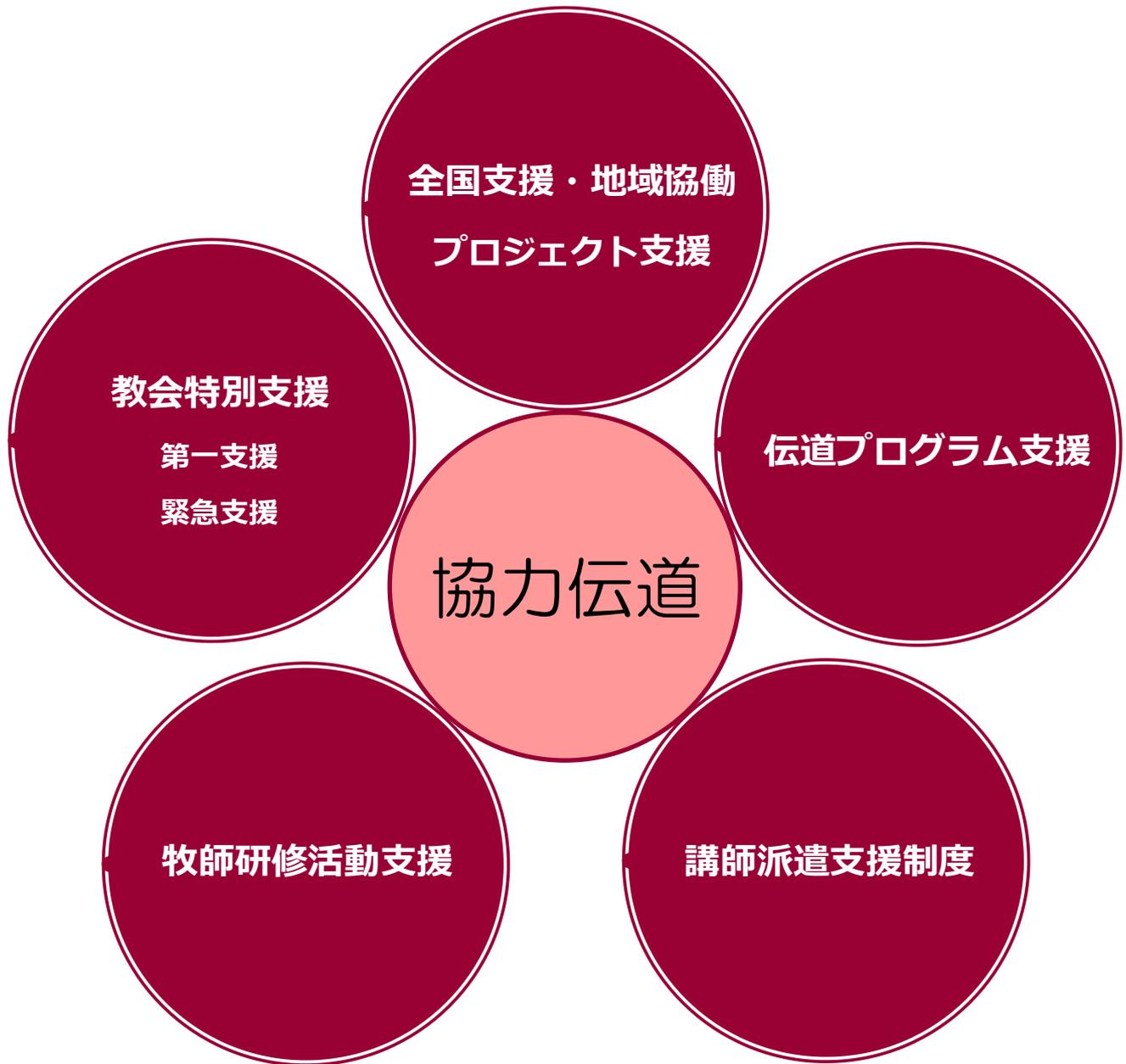


2019年度 各種支援のご案内

教会・牧師の活動を協力伝道の祈りで応援します！



各支援の申請方法、支援内容また報告については、
連盟宣教部国内伝道室までお問い合わせください。



伝道プログラム支援が様々な用途に用いられています！

前年度経常献金が
700万円以下
すべての教会が対象！！

2015年度より、前年度の経常献金 700 万円以下のすべての教会が対象となりました。また支援額も広がり、9つの種類で最大 15 万円～60 万円の支援が申請可能です。（詳しくは連盟のHP「規程集」をご覧ください。※閲覧にはパスワードが必要です。）



学び、交わり、
互いに開き合う協力関係。



教会間パートナーシップ
に関しては、経常献金額関係なく
すべての教会
が利用可能！！

「教会間パートナーシップ伝道」の項目については、相手教会が経常献金 500 万円以下の教会であれば、連盟に加盟するすべての教会が申請し、利用できるようになりました。伝道隊派遣などの際に、ご利用ください。

もうひとつの教会の伝道が
より豊かにされるために

全国諸教会から捧げられる協力伝道献金は、あなたの教会の働きを支えるために用いられます。「これは伝道プログラム支援として申請できるのかな？」と思うようなことでも、ぜひ宣教部にご相談ください！宣教の働きが豊かにされるために、一緒に考えてまいりましょう。



【報告】「みささぎ伝道所」も開所来3年経過しました。その間、福祉伝道所としての礼拝を守ってきました。信徒9名（内1名は障がい者）が会員登録し、地域への宣教活動、運営に奉仕できたことを感謝します。これからも高齢者・障がい者の方々と一緒に毎週、主日礼拝、祈り会、地域周辺への働きかけに身を捧げられることは大いなる喜びと感じます。（教会員）

奈良教会みささぎ伝道所
伝道所活動費



借家借室料

上限
60万円

【報告】教会の前に新しい市道が新設され、これまで教会の裏側と呼ばれていたところに人通り、車通りが多くなりました。市道建築の際に市と交渉をして新道側に教会の新しい出入口を設置する許可を得、門は完成しましたが、教会の情報を発信するものが全くなく、掲示板・看板の設置は急務でした。看板は平野教会員のY兄が祈りと思いを込めてデザインにあたっていただきました。遠く大阪の教会の方に協力して頂いたことも、同じ連盟を形成している協力伝道の業の1つだと感じています。

（教会員）

豊前教会教会看板



教会看板
掲示板

上限
30万円

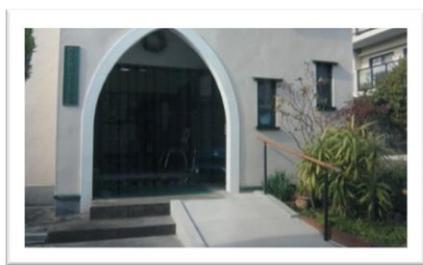
伝道プログラム支援
支援内容 ご紹介

伝道プログラム支援は、特別伝道集会などのプログラム実施だけではなく、教会の伝道がより豊かにされるために、あらゆる方法を用いて利用することが可能です。最近の申請の傾向としては、体の不自由な方にも教会に集っていただくためバリアフリー化をしたり、ご高齢の方々のために音響および空調の設備を整えたりする教会が増えています。様々な人を招き入れるために教会が工夫しておられるようです。伝道プログラム支援は、そのような教会の伝道への思いを尊重し、応援するための支援です。ぜひご利用ください。

上限
40万円

施設整備

【報告】車いすに対応できるようにと、横幅2.9mの階段の幅を半分残してスロープ化したことに、教会内からは感謝の声が上がりました。ただ、年配の方に配慮し計画・申請したのに、一年前に玄関口でけがをされ工事のきっかけとなった方や、高齢者の来会が減っていることは残念ですが、NPOを通して地域に場所を提供し、用いられています。（教会員）



バリアフリー化（尼崎教会）

【報告】中古ピアノが入り、礼拝奏楽に用いられ賛美がはずみみます。チャペル・コンサートを開くことができ、地域の人びとが会堂いっぱいに参加されました。ピアノによって教会の音楽活動が以前より安定し、賛美が明るくなり、伝道活動がスムーズになりました。連盟の伝道支援にも種々あることを教会の役員の方々が理解でき、協力伝道のすばらしい働きを実感しています。（牧師）



音響設備（ピアノ）
購入（港南めぐみ）



伝道プログラム支援

■概要

伝道プログラム支援は、教会が伝道力を高めて、多様な伝道に取り組む力を養うための支援です。つまり、伝道意欲を励まして、活発な伝道活動を支援するものです。
地区宣教主事のコーディネート、地方連合および近隣教会の協力の中で支援を行います。

■対象

- ①すべての伝道所
- ②申請前年度の経常献金（借家借室料を除く）が**700万円以下**の加盟教会。
※ 教会間パートナーシップ伝道費については、前年度経常献金 500万円以下の教会との交流を計画するすべての加盟教会が対象です。

■要件

申請前年度の協力伝道献金が原則「祈りと励ましの標準比率」を達成、もしくは達成予定であること。

■内容

種類	項目	支援上限額
1)教会「開拓」伝道所活動費	借家借室料	60万
	伝道費等	
2)離島伝道活動費	伝道費・維持費・活動費・研修会交通費等	60万
3)「開拓」伝道所開設助成費	施設整備、資機材購入費等	60万
4)教会維持活動費	無牧師教会礼拝支援費	60万
	教会復興活動支援費	
5)教会施設整備費	音響・視聴覚整備費	40万
	バリアフリー費	
	牧師館整備費等	
6)広告宣伝費	教会看板、掲示板設置費等	30万
	ホームページ開設、準備費	
	チラシ、教会案内作成費	
7)教会研修費	講師招請費、牧師休養助成費等	15万
8)教会間パートナーシップ伝道費	人材交流費	15万
	伝道隊派遣及び受け入れ費	
9)伝道プログラム開催費	特別伝道集会・音楽集会開催費等	15万



■締切

- ・ 1次締め切り **2019年 3月31日(日)**
1/1～3/31の支援申請 ⇒6月末までに送金。
- ・ 2次締め切り **2019年 5月31日(金)**
4/1～5/31の支援申請 ⇒9月末までに送金。
- ・ 3次締め切り **2019年 12月13日(金)**
6/1～12/14の支援申請 ⇒翌年2月末までに送金。

お早めの申請を
おすすめします!!

※昨年度とは、締切日程が変わっています。ご注意ください。

※送金期日は目安です。支援の内容や書類が整わないなどの事情により、決定・送金が遅れる場合があります。

※2次・3次締切に向けた申請は、年度内の予算額や申請件数等により、支援の減額や、申請受付ができない場合もあります。ぜひお早めに、ご検討・ご申請ください。

■注意事項(必ずご確認ください!)

- ・ 申請は**年度内に1度、1種類1項目まで**とさせていただきます。
例) 広告宣伝費のホームページ開設費とチラシ作成のために、両項目の上限額を足して60万円の申請を行う等、項目を超えた申請はできません。(2013年度より)
- ・ 原則として、プログラムを実行する前に、計画段階での相談・申請をお願いしています。特に、備品の購入や工事を伴う設備整備の計画で支援申請する場合は、教会のビジョンや必要を満たす設備を整備する計画を立てていかれるよう、助言をさせていただきたいと考えています。あらかじめ宣教部国内伝道室までご相談ください。

■手順

プログラムを計画し、支援の申請を思い立ったら・・・

1. 教会の牧師や執事・役員会とよく相談しましょう。
⇒その伝道活動が教会の祈りにふさわしいものであるか、教会全体で合意できるものかよく確認してください。また、伝道所が申請する場合は、申請書類に母教会の提出文書も含まれますので、母教会の牧師や執事・役員会ともご相談ください。
2. 宣教部国内伝道室へ電話で相談し、申請用紙の送付を依頼しましょう。
⇒計画しているプログラムが支援の対象になるか、規程の解釈があっているかなど、お気軽にご相談ください。申請用紙は、郵便もしくはメールでお送りします。
3. 申請書類を準備し、宣教部国内伝道室へお送りください。
4. 必要に応じて、地区宣教主事と地方連合会長の問安(またはインタビュー)を受けます。
5. 支援が決定すると、宣教部より決定通知が届きます。
⇒申請書類と地区宣教主事・地方連合会長の助言をもとに、宣教部長が決裁をします。
6. 決定通知に同封されている振込依頼書を提出し、支援の送金を受けます。
7. 計画していたプログラムを行いましょ。プログラム実施後、報告書をご提出ください。
⇒決定・入金よりも先に実施したい場合など、決定・実施過程についてもお気軽にご相談ください。

※支援を受けてプログラムを実施する際には、教会総会などを通じ、協力伝道の働きの中で連盟諸教会からの献金と祈りによって実施されたことを、教会全体でぜひ共有してください。

2018年度伝道プログラム支援 実施教会(2018年11月現在)

旭川、小樽、帯広、苫小牧、福島主のあしあと、大泉、千葉、松本蟻ヶ崎、
福井、みささぎ(奈良)、福山、折尾、飯塚、壱岐



教会特別支援(第一支援)

■概要

財政的・人間的に厳しい状況になっている教会を支援するものです。経常献金（借家借室料を除く）が400万円以上の教会となっていくことができるように、教会が立てた「自立を目指す方策」に対して、支援を行います。

■対象

- ・初回の申請前年度経常献金（借家借室料を除く）が**400万円**以下の教会。
※支援を受ける中で400万円を超えた場合も、継続して再申請が可能です。
※連盟全体の予算の関係上、新たに牧師人事を起こして教会形成に励もうとしている教会を優先します。

■要件

- ・この支援によって400万円以上の経常献金の教会になっていく意欲とビジョンを持っていること。
- ・協力伝道献金が「祈りと励ましの標準比率」を達成、もしくは達成予定であること。
- ・支援期間中、宣教部長が委嘱した者の助言を受け、その助言などについて教会で話し合うこと。

■支援期間

- ・最長**5年** ※毎年再申請が必要です。

■支援額

- ・年度内上限**60万円**
※但し、支援額は当該年度の連盟予算の限度、及び受理件数に基づく算定による。

■締切

2019年 3月31日(日)

※継続支援を希望する教会も、毎年申請書を提出してください。

■手順

教会特別支援の申請を思い立ったら・・・

1. 規程をよく読み、牧師や執事・役員会でよく相談をしましょう。
2. 宣教部国内伝道室へ電話で相談をし、申請書類を依頼しましょう。
3. 支援を受けて**経常献金400万円以上を目指す教会形成**について、教会でよく話し合しましょう。
4. 宣教部からの問安と助言を受けます。
⇒助言を受けて、それにどう応えていくか、教会の総会で審議し、教会特別支援を教会の新年度活動計画の中に盛り込み、教会総会で決議してください。
5. 申請書類を整え、宣教部国内伝道室へお送りください。
6. 必要に応じて、地区宣教主事・地方連合会長の問安を受けます。
7. 支援が決定すると、宣教部より決定通知が届きます。（目安として5月中旬ごろになります）
⇒申請書類一式をもとに、必要に応じて地区宣教主事・地方連合会長の助言や地区宣教主事会での協議を経て、宣教部長が決裁をします。（この際、決定ができない場合や、減額となる場合ががあります。ご了承ください。）
6. 決定通知に同封されている振込依頼書を提出し、支援の送金を受けます。
（ただし、支援額によっては分割によって送金することもありますので、予めご了承ください。）
7. 3ヶ月に一度、教会の週報等を宣教部に送り、教会活動の報告をしましょう。
8. 宣教部からの助言に基づき、積極的に研修会を実施したり、諸集会へ参加しましょう。

2018年度第一支援 実施教会

八戸、福島主のあしあと、南光台、飯能、平針、東大阪、福山、芦屋、苅田、かたえ、霊水、延岡



教会特別支援(緊急支援)

■概要

突発的に起こる災害などによって教会が被害を受けたり、牧師が事故にあったり病気になったなどの緊急に支援が必要になった時のサポートを行います。

■対象

・自然災害、事故などによる一時的経済的困窮に陥っている教会。

■期間

一時的支援

■支援額

常務理事の判断による

■申請受け付け

常時

■手順

1. 宣教部国内伝道室へ電話で相談し、申請書類を依頼しましょう。
2. 申請書類を準備し、宣教部国内伝道室へお送りください。
3. 支援が決定すると、決定通知が届きます。
⇒申請書類をもとに、常務理事が決裁をします。
4. 決定通知に同封されている振込依頼書を提出し、支援の送金を受けます。

■これまでにおこなった支援の例



府中教会

災害内容：大雪
支援内容：破損した門扉修理
被害総額：196,798円
支援申請額：178,000円
申請理由：大雪のために、門扉が破損。教会内に侵入可能となり、危険な状態。修理不可能で、新しいものに付け替えが必要。営繕献金ではまかなえないため、支援を申請。



札幌新生教会

災害内容：大雪
支援内容：破損した窓修理
被害総額：58,000円
支援申請額：58,000円
申請理由：屋根より積雪が落下。大量の雪が窓に直撃、部屋に侵入。被害状況を確認し、見積もりを依頼。今後も同様の被害を想定し、窓枠にフェンスを設置する予定。



岡山教会

災害内容：地震
支援内容：会堂正面壁修理
被害総額：237,600円
支援申請額：177,600円
申請理由：地震により、会堂正面の壁上部が崩落。補修と応急補修済だが、早急に原状回復を図りたい。その費用補助として。



全国支援・地域協働プロジェクト支援

■プロジェクトの概観

『教会』が地域の教会と『協働』しながらこのプロジェクトの『主体』となり、計画を立案する。地方連合の賛同を得る中で、教会自身が、このプロジェクトの議案を『連盟総会に提案』。

■プロジェクトの内容

A:「開拓」伝道

地域の複数教会が協力しておこなう「開拓」伝道プロジェクト

B:教会復興、教会強化

地域の複数教会が協力しておこなう教会復興、教会強化プロジェクト

C:宣教課題

地域における宣教課題を推進するプロジェクト

■要件

教会が申請できる連盟支援額は、プロジェクト総予算の**80%以内**とし、かつ、60万円～8000万円の範囲。※詳細については宣教部国内伝道室までお問い合わせください。

■支援期間

プロジェクト支援期間は**3～8年**を原則とし、**最長10年**。

※連盟理事会は連盟予算や提案内容などを勘案して事前審査、調整をおこなう。連盟宣教部は、地方連合等と共に必要な協力をおこなう。

2018年度 全国支援・地域協働プロジェクト支援 支援実施教会
北九州・大分・山口地区の14教会

2019年度は2つのプロジェクトが進められます！！

○ 北九州宣教支援センター プロジェクト

2015年度から2022年度の8年間のプロジェクトです。

宣教支援センターを設置し、主事を中心として以下の働きを担います。

- ①教会強化に関する働き(教会強化のためのさまざまなコーディネート、援助、支援)
- ②連合活性化支援に関する働き
- ③連合事務

○ 東京北キリスト教会 プロジェクト **NEW**

※第64回定期総会(2018年11月14日～16日)にて可決・承認された新プロジェクトです。

2019年度から2026年度の8年間のプロジェクトです。

東京都北区赤羽地区にて、5つのビジョンを掲げて行います。

- ①「ひらかれた教会」として地域の多様なニーズを持つ人々に「居場所」を提供し仕えること。
- ②地域に集まる多様なルーツを持つ人々に伝道し、共に教会形成をすること。多文化共生の宣教課題に取り組むこと。
- ③多文化共生を掲げる、もう一つの教会を東京23区内に生み出すこと。
- ④東京地方バプテスト教会連合の働きに仕えること。
- ⑤連盟に連なる交わりを喜ぶこと。



牧師研修活動支援

■概要

教会又は伝道所に招聘され立てられている牧師が、伝道や牧会の課題に取り組むために、連盟研修活動への参加を支援します。

■対象

下記(1)(2)両方に当てはまる教会および牧師。

- (1)連盟加盟教会から初めて招聘を受けてから、赴任して通算 **5 年以内**の牧師または伝道師、主事等。
- (2)申請前年度の経常献金が **600 万円**以下の教会。

■研修活動の例

- (1)連盟宣教部・総務部および宣教研究所、各特別委員会、日本バプテスト女性連合、日本バプテスト連盟全国壮年会連合、西南学院大学神学部、東京バプテスト神学校、九州バプテスト神学校が主催する研修会、伝道隊、スタディーツアー及び全国大会等への参加。
- (2)宣教研究所、西南学院大学神学部、東京バプテスト神学校、九州バプテスト神学校の助言を得て、教会および牧師が立案した個人継続研修(助言者研修も含む)。

■支援額

原則として年度内に総額 **5 万円**を上限とします。

■申請受け付け

常時

これまでに支援を受けて参加した研修例

- ・日本バプテスト連盟定期総会
 - ・全国壮年大会
 - ・日本バプテスト女性連合信徒大会・総会
 - ・東京バプテスト神学校夏期・冬期講習
 - ・九州バプテスト神学校リカレントコース、教会形成協議会など
 - ・宣教研究所主催各種研修会、グループ別研修会
 - ・三バプテスト合同牧師研修会
 - ・全国教役者研修会
 - ・ホームレス支援特別委員会主催シンポジウム
 - ・平和宣言推進担当者会主催研修会
- など…



